

指定生乳生産者団体制度のあり方について

公益社団法人日本農業法人協会
酪農研究会

はじめに

- ・酪農経営体、とりわけ零細家族経営が減少するなかで、法人を中心とした大規模経営体のシェアが拡大しており、6次産業化等に取り組む経営体も増えている。シェアが拡大するということは、法人としての経営責任とともに、社会的責任も増していくということであり、経営者自らが酪農乳業界の仕組みをもっと勉強する必要があると考えた。
- ・そこで、地域や生産規模、出荷先等に関わらず、酪農を営む全国の法人が、酪農業界の抱える課題を共有化し、日本の酪農の活性化に向けた活発な議論を行う場として、2016年6月に「酪農研究会」を立ち上げた。

1. 現状の指定生乳生産者団体制度（指定団体制度）に対する考え方

- ・現行制度のもとで、近年、牛乳が店頭から消えて、国民生活に大混乱をきたすような生乳流通が滞る事態は起こっていない。現行制度が生乳の全体需給の安定に寄与しており、乳価も大きな変動なく、しかも、少しずつではあるが右肩上がり推移してきたこと、乳価の安定が法人経営にとって不可欠であることを踏まえると、現行制度が酪農経営の安定化に果たす役割、機能は重要なものである。
- ・ただ、①生乳需要の量的拡大の時代は終わり、一方で、バター不足の問題が生じたように、質的な変化、とりわけ需要の多様化が進む状況に現行制度は十分に対応できていないのではないかと、②指定団体の乳価交渉の過程や、乳代から控除される手数料の根拠などが不透明で、組織運営のあり方に疑念をもつ生産者の声も聞かれるなど、制度のあり方について、今日的に見直すべき課題も多い。
- ・そのため、「改革すべきは改革し、今後も消費者に安全でおいしい牛乳・乳製品を安定的に供給する仕組みを構築することにより、酪農家の経営発展・所得向上につながる制度にしていくべき」と考える。

2. 指定団体制度に関する最近の議論について

(1) 加工原料乳生産者補給金のあり方について

- ・補給金の原資は国民の税金であり、「誰に支払うのか」という議論よりも、多くの国民に納得してもらえるルールのもとで交付することが重要であると考えます。
- ・例えば、生乳需給は、季節変動が大きいことから、年間を通じた生乳の安定供給には、不需求期への対応として計画的な乳製品の製造が不可欠となる。そのため、加工原料乳と飲用乳の価格差を前提として、当初からの計画にもとづいた乳製品製造分の加工原料乳を対象とするのであれば（飲用として販売できずに加工用に処理するようなケースには認めない）、指定団体であるか否かにこだわらず補給金を交付することも検討してよいのではないかと。

(2) 全量委託、販売ルートの多様化について

- ・大規模経営では、単体の経営体のみで集乳車1台以上の生産量があるなど、ほぼ全ての生産者の生乳を合乳せざるをえなかった制度発足時の小規模経営中心の時代の集送乳合理化とは異なる局面にある。
- ・また、経営の安定・発展を考え、自ら生産した生乳のみを原料とした牛乳・乳製品の販売を行いたいと考える経営も増えている。
- ・現状でも、生産者の創意工夫ある取組みを支援するものとして、いわゆる「部分委託」が認められているが、農業者自ら処理施設を所有し加工する場合や、特色ある生乳を生産者が自ら販売する場合には販売先が小規模処理施設をもつ乳業者に限られているなど、生産者が現実的には活用しにくい要件になっている（農水省の統計でも、乳業者への直接販売について、実際に活用した報告があるのは1件のみ）。
- ・また、現状の要件では、生産者が製造・加工を乳業者に委託する形で、牛乳・乳製品を販売することは認められていない。
- ・支援の枠を広げるためのひとつの提案として、今後、生産者による6次化を推進する観点からも、「部分委託」の要件として乳業者の規模要件をなくし、かつ乳業者に製造委託できるようにすることを求めたい。
- ・製造委託を認めることで、例えば、飼養管理をきちんと行っている生産者や産地の体細胞数や細菌数が少ない生乳を用いて低温殺菌牛乳を製造して独自ブランドとして販売するといった取組みにも着手することができる。
- ・また、酪農家の販売先の選択は自由であるとの説明がなされるが、農水省通知により、生乳の受託規程（受託契約）において、生産者が指定団体への出荷を選択する場合には全量を出荷しなければならず、他の販売先は選べない仕組みになっており、これは実質的には自由に選べる条件ではないように感じられる。
- ・受託規程（契約）として最初から全量とするのではなく、農協との交渉、協議のもとで出荷量を調整できる仕組みとし、生産者の判断により販売先を選択することも可能となる仕組みを導入することを検討してもよいのではないか。
- ・選択肢が複数あることで、経営者にとっては経営判断につながり、また、比較対象ができることで、指定団体の意識の変化にもつながっていくことが期待される。

(3) 安全性の確保、過剰対策・需給調整について

- ・生乳は腐敗しやすく、その流通には高度な鮮度管理が求められるものであり、安全性が確実に担保されていなければならない。
- ・また、生乳流通には、季節変動に対応した需給調整が不可欠であり、将来的には需要減少等により過剰が発生する場合も想定しておく必要がある。
- ・そのため、補給金の交付や全量委託のあり方といった流通制度の改革・見直しにおいては、それと同時に、安全性の担保、過剰対策を含めた需給調整の仕組みを整備することが不可欠である。

(4) 生産者団体のあり方について

- ・ 指定団体制度の必要性は認めつつも、乳価交渉の過程や手数料の水準や根拠など、その運営が不透明と感じられるところもある。早期に透明性を高め、酪農家に疑義を持たれないようにすべきである。
- ・ 現行制度のなかでも、組織の合理化や運営の見直しによって、酪農家の所得向上に向けて改善できる要素は多くある。まずは、その改善を生産者団体に求めたい。
- ・ 指定団体は、「指定団体」である前に“生産者団体、農業協同組合”である。私たち生産者・組合員が、組織の運営に関心を持ち、その機能をより発揮できるように働きかけ、努力していく必要があると考えている。

おわりに

- ・ 今後の酪農業のあり方、必要とされる制度について、結論ありきの議論ではなく、生産者、消費者、乳業メーカー、行政、専門家などの関係者が集まるテーブルを作り、議論を進めていくことが重要である。
- ・ 私たち酪農経営体も、6次産業化や海外輸出など、時代の変化に合わせて生産者自らチャレンジしていきたい。あわせて、糞尿処理等の環境対策や耕畜連携の更なる推進も含めた、より健全な経営環境の実現も必要であると考えている。
- ・ 特に、国内の生乳生産の安定には、生乳だけでなく乳用後継牛の需給を安定させることが重要であり、それらの対策を別途措置する必要がある。
- ・ 日本農業法人協会酪農研究会として、何よりも力を入れていくことは酪農産業が長期にわたって継続できるような体制づくりである。さらに、消費者に安心安全でおいしい牛乳・乳製品を安定的に供給する生産者としての責務を果たしていく。

以 上